

No.30

市税だより

☎876-1234

内線 (2211~2217)
内線 (2261~2265)
内線 (2315・2318)

問い合わせ

●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課
●固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課

- ◆申告の方法について
- 1 提出書類
- ①償却資産申告書
- ②種類別明細書(増加資産・全資産)
- ③種類別明細書(減少資産)
- 2 前年中に資産の増減がない場合
- 償却資産申告書のみ提出となりますが申告書の「17、備考」欄には『増減なし』と記入してください。
- 3 廃業、解散等により市内に資産がない場合
- 申告書の「17、備考」欄に解散の時期を含め、その旨記載してください。
- 4 企業の電算処理により申告される場合
- 全国的に統一された様式に合わせて1月1日現在の評価額を申告してください。また、種類別明細書については全資産を種類ごとに区分し、償却資産申告書にある合計額と一致するようにしてください。なお、評価額の最低限度額は取得価額の100分の5に相当する額となります。
- ◆30万円未満の小額資産の取扱
- 取得価額が同じでも、固定資産税(償却資産)の申告が必要かどうかについては、会計処理(償却方法)の選

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

択によって異なります。左の表で○のついた資産は、申告が必要となりますのでご注意ください。

今月の市税だよりは、償却資産についてお知らせします。

■ 償却資産にかかる固定資産税は毎年、申告が必要です！！

申告期間：平成26年1月6日〔月〕～31日〔金〕

申告場所：〒901-2501 浦添市役所資産税課〔本庁舎2階〕 浦添市安波茶1-1-1
または、eLtax（エルタックス）による電子申告

様式等のダウンロード：浦添市役所ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp>
サイト内検索「償却資産申告」

- ◆申告の必要がない資産
- 1 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、税務会計上資産として扱わず、一時に損金として計上したもの。
- 2 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- 3 無形減価償却資産(営業権・意匠権・著作権・ソフトウェア)、電話加入権
- 4 書画・骨とう(ただし、複製イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは申告の対象になります)
- 5 たな卸資産(貯蔵品・商品等)
- ※以上の点と申告期間に注意し、償却資産の申告をお願いいたします。

■ 償却資産の申告はお済みですか？

償却資産とは、法人(会社)や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品などの資産です。毎年1月1日時点で償却資産を所有している方、または市内の事業所に償却資産をリースされている方は申告が必要です。

法人の方は「固定資産台帳」や「法人税申告書別表16」等を、個人の方は「所得税の申告における減価償却明細」「固定資産を管理している帳簿」等を基に申告を行ってください。なお、申告した償却資産の評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません(ただし申告は必要です)。

申告用紙は、12月中旬に送付しますが、市ホームページからダウンロードすることもできます。お早め提出されますようご協力をお願いします。

※電子申告による受付を開始しました。ご利用に関しては、eLtax（エルタックス）ホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp/>

◆北那覇税務署からお知らせです

e-Taxでデータ送信

又は書面で提出！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

問い合わせ 北那覇税務署 ☎877-1234

種類	主な償却資産
第1種 構築物 (建物附属設備)	広告塔、独立煙突、受変電設備等、門、塀、ゴルフ場のネット設備、緑化施設、庭園、舗装路面(マンション等の駐車場舗装も含む) 家屋のテナントが施工した造作など(建物附属設備のうち、固定資産税において家屋として取り扱わなかったもの)
第2種 機械および装置	施盤、ポール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、工事の変・発電設備、立体駐車場の機械装置など
第3種 船舶	ボート、漁船、油槽船、貨物船、作業船、台船、客船、遊覧船など
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車両および運搬具	フォークリフトやタイヤシャッポなどの大型特殊自動車(車両番号が0または9で始まるもの) 荷車、手押車、構内運搬具など
第6種 工具・器具および備品	測定、検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器